

## 学会地方会からの寄附要請

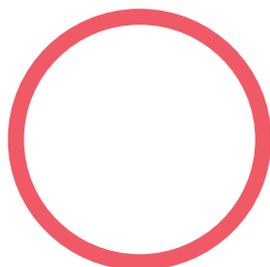


学会地方会より寄附要請がありました。この学会地方会には団体性はありませんが、上部団体の学会には団体性があります。

また、下部組織であるこの地方会の運営、会計等は上部団体の管理下で行われていることが確認できました。この地方学会に寄附できますか？



### 回答



上部団体の学会には団体性があり、事業報告及び会計報告等に、下部組織である地方会の活動が記載されています。この場合は、地方会からの寄附要請を上部団体からの寄附要請とみなしますので、この地方学会に寄附ができます。

COP便り:バックナンバー)

<https://www.jga.gr.jp/jgapedia/cop.html>

(GE薬協 信頼回復に向けた特設サイト:10. 会員各社の法令遵守宣言について)

<https://www.jga.gr.jp/effort.html#Sec10>

(GE薬協自主行動基準:GE薬協コード・オブ・プラクティス)

<https://www.jga.gr.jp/stance.html>